

## 報告

## 世界遺産制度による遺産価値の規格化と保全実態

## — 「コースとセヴェンヌ：地中海型農牧業の文化的景観」を事例として—

山田 大樹<sup>\*1</sup>・森崎美穂子<sup>\*2</sup>・渡部 瑞希<sup>\*3</sup>・須田 文明<sup>\*4</sup>

\*1 帝京大学文化財研究所 \*2 帝京大学外国語学部

\*3 高崎経済大学地域政策学部 \*4 法政大学イノベーション・マネジメント研究センター

## 要旨

本報告は、三度にわたるICOMOSの否定的勧告を受けながら2011年に逆転登録されたフランスの世界遺産「コースとセヴェンヌ：地中海型農牧業の文化的景観」を対象に、登録プロセスが遺産価値の規格化に及ぼした影響を登録プロセス関連資料から分析した。三度繰り返された推薦は曖昧だった遺産価値を国際的見地に立った「地中海型農牧業」へと規格化した。その一方で、管理実効性を棚上げしたまま逆転登録が行われたことで、登録後に残された課題の解消が管理現場に求められることとなった。これらの課題に対する現場の取組みについて、聞き取り調査を含む現地調査から報告する。

キーワード：世界遺産制度、文化的景観、登録プロセス、価値の規格化、コースとセヴェンヌ

## I. 研究の背景

世界遺産登録の諮問機関であるICOMOS<sup>1)</sup>（国際記念物遺跡会議）が「延期（deferral）」または「情報照会（referral）」を勧告した資産が、世界遺産委員会において政治的・実務的判断により一転して「登録（Inscription）」と決定される事例は少なくない。この逆転登録の傾向は2010年代前半において顕著であり、ICOMOSの判断と委員会決議の乖離は、世界遺産制度の信頼性と客観性をめぐる批判的議論が提起されてきた（Meskell, 2013; Bertacchini et al, 2016; 文化庁, 2024）。

しかし、本報告の観点は、こうした乖離を単なる「政治化」として批判することではない。諮問機関による否定的勧告と、それに対する締約国の応答が、どのような効果をもたらしたかという点に着目する。登録プロセスは、資産の多様な価値を制度の枠組みに適合するよう整理し、国際的に説明可能な価値へと収斂させていく「制度的規格化」の過程として理解できる<sup>3)</sup>。しかし、資産の管理体制・保全方針が未成熟のまま登録が先行すると、未解消の専門的懸念は、登録後の保全・管理の実施段階で補完していかなければならない。

未成熟な規格化が現場に与える具体的な影響を検

討することは、世界遺産制度の実効性を問う上で不可欠な課題である。特に、地域の生業や人々の実践に依拠する「生き続ける遺産」としての文化的景観は、保全の枠組み自体が流動的である。そのため、制度的に固定化された「顕著な普遍的価値の言明」（以下、SOUV<sup>4)</sup>）と動態的な実態との間に乖離が生じやすく、「未成熟な規格化」は保全主体間の調整を困難にし、管理計画の停滞、実践の空洞化を招く要因ともなる。

## II. 研究の目的

研究対象とするフランスの世界遺産「コースとセヴェンヌ：地中海型農牧業の文化的景観」<sup>5)</sup>（以下、「コースとセヴェンヌ」）は、2011年にICOMOSが示した懸念事項を完全には解消しないまま登録に至った「逆転登録」の典型であり、遺産価値の規格化と保全課題の先送りの構造を検討する上で極めて示唆的な対象である。

本資産は、2006年および2009年の審査において、ICOMOSから抜本的再考を求める「登録延期」を勧告されながら、世界遺産委員会において「情報照会」へと判断が引き上げられた経緯を持つ。さらに2011年の審査においても、ICOMOSによる「情報照会」

勧告が覆され、委員会において「登録」が決定された。

そこで、本報告は次の2点を研究目的とする。

第一に、当初の推薦では広範に宗教史や多様な自然環境を含んでいた遺産価値が、ICOMOSの否定的評価を経て、いかにして「地中海型農牧業（Mediterranean agro-pastoralism）」という特定の機能的枠組みへと収斂し規格化されていったのか、その論理構造の変遷を解明すること。

第二に、登録時に未解消とされた専門的課題が、保全現場において、いかに解消が試みられているかを現地調査に基づき検証すること。

### Ⅲ. 研究方法

本研究は、一次資料に基づく文献分析と現地調査を軸とし、以下の四段階の分析手順で検討を進める。

#### 1. 推薦内容の変遷分析

三度の推薦書<sup>6)</sup>と、それぞれに対するICOMOS評価書を比較分析し、各推薦書がどのような否定的見解を受け、どのように「地中海型農牧業」という枠組みへと収斂・再編したのかを分析する。

#### 2. 登録決定時の制度的定義の検証

2011年の登録決定文書（decision）に記されたOUV、完全性（integrity）・真実性（authenticity）<sup>7)</sup>の言明、保護管理要件を分析し、それまでのICOMOSの指摘事項がどのように処理され、あるいは登録後の課題として先送りされたのかを検証する。

#### 3. 登録後の公式モニタリングプロセスの追跡

登録後に承認された管理計画、周期報告、および2013年の助言ミッション報告書（advisory mission report）等に基づき、登録時に想定された管理枠組みと実際の運用状況との整合性を追跡し、先送りされた課題の顕在化の過程を把握する。

#### 4. 保全現場の対応調査

2025年8月に実施した関係機関への聞き取り調査に基づき、公式文書では捉えにくい保全現場の困難と、それに対する現場の対応を報告する。

### Ⅳ. コースとセヴェンヌ地域の概要

フランス南部に位置する「コースとセヴェンヌ」は、中央山塊の南縁に広がる台地・山地帯であり、ロゼール、アヴェロン、ガール、エローの4県にまたがる（図1）。その景観は、対照的な地質と地形

を有する3つの領域によって構成されている。西部のコースは標高750～1,200mに達する石灰岩質のカルスト台地で、家畜の放牧によって維持された広大なステップ状の平原が広がる。ドリーネ（dolines）と呼ばれる円形の窪地には深い土壌が堆積し、貴重な耕作地として利用される。東部のセヴェンヌは標高300～900mに位置する片岩から成る急峻な山岳地帯で、尾根と深い谷が連続している。上記の二つの地形の間には、ロゼール山（1,699m）とエグアル山（1,567m）を擁する花崗岩山塊があり、樹木のない山頂部は移牧の夏季放牧地となっている（図2）。

本地域の自然環境は、地形的制約に由来する隔絶性、地表水への困難なアクセス、痩せた未発達土壌といった過酷な条件下にある。特に、コース高原は、カルスト地形のため地表水が地下へ浸透しやすく湧水が限られ、さらに岩盤露出が多く、土壌に有機質が乏しいため、集約的な耕作や定住型農業には不向きであった。一方、セヴェンヌでは、傾斜地形と複雑な水系、開墾が難しい森林に加え、地中海の影響を受けた乾燥した高温の夏季と激しい降雨が生活条件を一層厳しくしてきた。周辺山塊では地形条件に加え、厳しい冬季があった。これらの制約のもとで、中世以来、乾燥に強い羊や山羊を中心とした放牧と、限られた耕地での作物生産が結びついた農牧業が唯一適応可能な生業として選択されてきた。

こうした環境への適応の結果として形成されてきた土地利用形態が「地中海型農牧業」<sup>8)</sup>である。人々は、乏しい水資源と脆弱な土壌という条件の中で、地表の石灰岩を用いた乾式石積み（*pierre sèche*）によ



図1 世界遺産「コースとセヴェンヌ」の位置

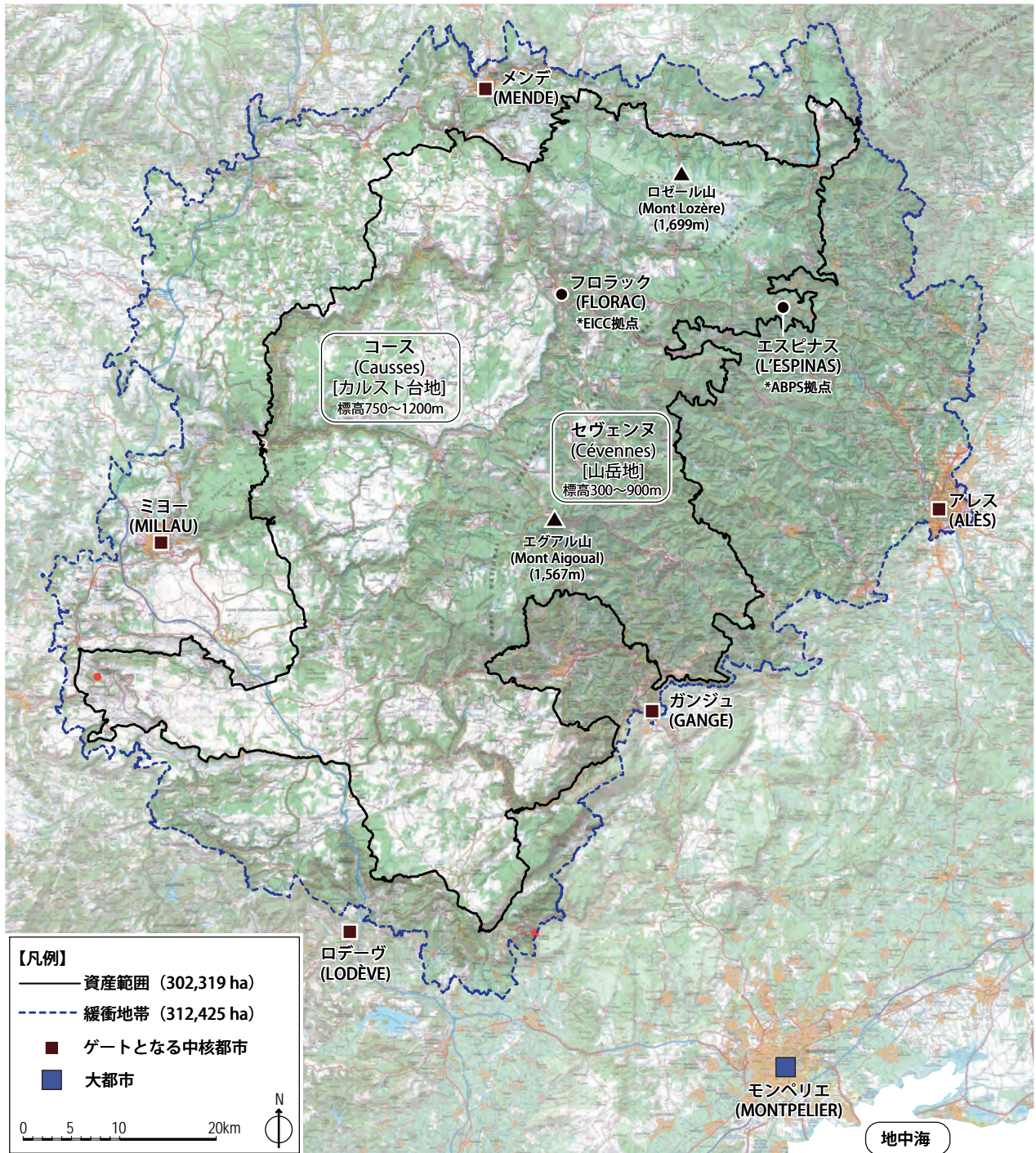


図2 世界遺産「コースとセヴェンヌ」の資産範囲と緩衝地帯  
 (下図として公式資料 (State Party of France, 2011) を用い、筆者加工。)

り、斜面地にはテラス（段状耕作地）を築き、放牧地には家畜用溜水池（lavogne）（図3）や避難小屋（cazelle）<sup>9)</sup>（図4）を分散的に設置した。また、季節移動である移牧（transhumance）の伝統は、総延長300kmを超える牧畜道（draille）を生み出し、集落間を結ぶ社会・経済的なネットワークとして機能し

た。本地域は、これらの石積み構造物（図5、図6）という有形要素と、羊飼いの移動や共同体による資源管理といった無形の営みが結びつくことで、重層的な文化的景観を形成してきた。

しかし、19世紀半ば以降、セヴェンヌにおける主要産業であった養蚕業の衰退や農村人口の流出によ



図3 家畜用溜水池（Lavogne）



図5 コースで見られる石積み農家



図4 羊飼いの休憩・避難小屋（Cazelle）



図6 貴重な雨水を室内貯水槽に導入する木製樋

り、伝統的な管理体制は危機に瀕した。20世紀後半には産業構造の変化や交通手段の発達が加わり、農牧業の担い手はさらに減少した。現在、多くの家畜移送はトラック輸送に依存し、かつては日常的であった大規模な徒歩移牧は象徴的・例外的な光景になりつつある。世界遺産登録への取り組みは、こうした景観と伝統的農牧業の衰退に対し、復興を目指す取り組みを背景として開始された。

## V. 世界遺産登録に至る登録プロセスと価値の規格化

### V.1 推薦前史

世界遺産登録に向けた検討は1984年に開始された。当初は、この地域の卓越した自然景観の価値を前面に掲げ、環境省の要請を受けてセヴェンヌ国立公園が申請手続きを主導した。しかし、地域の価値は自然景観にとどまらず、人間活動が長期にわたり

形成してきた文化的要素を含むことから、地元関係者は、ユネスコ世界遺産制度において「文化的景観」が明確に位置付けられるまで、推薦の枠組みを確定しない方針を採った。1992年に文化的景観の登録枠組みが世界遺産制度に実装されると、これを前提として検討が本格化した。2002年には「コースとセヴェンヌ」<sup>10)</sup>がフランスの暫定リストに追加され、2005年には、世界遺産推薦書の作成と提出に向けて「コースとセヴェンヌ地域振興協会」<sup>11)</sup>（以下、AVECC）が設立された。以上の前史を経て、2006年に第一次推薦が実施されることとなる。

### V.2 第一次推薦

第一次推薦（2006年）<sup>12)</sup>では、本地域を「自然環境と人間活動の長期的相互作用によって形成された広範な文化的景観」と定義し、カルスト台地や峡谷の自然美、プロテスタント（カミザール）の闘争史等、多様な歴史的・文化的要素が網羅的に盛り込まれて

いた。提示された登録基準は、基準 (v)<sup>13)</sup> および基準 (vi) であった。基準 (v) では、地中海型農牧業だけでなく、セヴェンヌの厳しい自然環境に適応したテラス農法（栗やクワの栽培）等による「伝統的な土地利用」がヨーロッパにおいて稀有な密度と質で保存されている点が強調され、基準 (vi) では、セヴェンヌの峻険な地形が「カミザールの闘争」<sup>14)</sup> という歴史的出来事と精神的な記憶が風景そのものに刻まれていると主張された。

これに対しICOMOSの評価（ICOMOS, 2006）は、まず資産全体について、これらを一つの文化的景観として統合して説明する「統一的な論理」が欠如していると指摘した。基準 (v) は「農牧業による草原景観」と「樹木栽培（栗・クワ）による森林景観」という異なる伝統的慣習が混在しており、基準 (vi) で主張されたカミザールの歴史は「国内的な意義」に留まると評価された。

この段階での否定的評価は、遺産価値をOUVとして価値を説明する論理の不備に向けられていた。

### V.3 第二次推薦

第二次推薦（2009年）では価値の焦点を「農牧業（agro-pastoralism）」に絞り込む大幅な方向転換を図った。この方針転換のために、フランスはICOMOSの専門家も交えた国際シンポジウムを2007年に開催し、地中海地域における農牧業遺産との比較分析を実施した。この結果に基づき、本資産を「地中海型農牧業の優れた見本」と再定義し、基準 (v) を軸に、基準 (iii)、(vi) も可能性があるものとして登録基準案が提示された。

しかしICOMOSの評価（ICOMOS, 2009）は、戦略的な方向性は高く評価しつつも、提出資料が第一次推薦書に対する「補足文書」の体裁をとっていたため、推薦書全体としての一貫性を欠く点を指摘した。つまり、「農牧業への焦点化」という新方針と、第一次推薦時の「包括的な記述」が混在していることを問題視した。

加えて、OUVを支える客観的証拠としての「構成要素」<sup>15)</sup> の具体性が欠如している点も指摘された。石積みの羊小屋や家畜用溜水池、牧畜道等の農牧業遺構が資産範囲内にどの程度、どのような状態で存在するのを示す詳細な目録（inventory）が不十分であるため、資産範囲の妥当性を支える客観的根拠

が弱いとされた。

この段階でのICOMOSの評価は、「構成要素」の把握・目録化、資産範囲の設定、保護主体の明確化といった「世界遺産として管理・モニタリング可能な形への規格化」を強く要請するものであった。

### V.4 第三次推薦

第三次推薦（2011年）では、前回の指摘事項を補完すべく、農牧業関連遺構の目録を拡充し、さらに3,000ページを超える膨大な法規資料を添付した。これにより、抽象的であった「地中海型農牧業」という概念を、可視的かつ管理・モニタリング可能な有形資産の集合として規格化した。提示された登録基準は、基準 (iii) 「歴史的な農学的手法の習得を反映した景観構造」、および基準 (v) 「環境・社会変動への適応により三千年間継続し現代の変容に例外的な対応を示す動態的な景観」へと収斂された。基準 (v) には「持続可能な開発」の優れた見本といった表現もつけられ、UNESCOが重視する現代的課題への適合も示された。

これに対しICOMOSは、本資産がOUVを潜在的に有する点は認めつつも、構成要素の目録に基づいた詳細なモニタリング指標の未整備、大幅に縮小された資産範囲を現地検証の欠如、管理計画が複雑な権利関係の中で実効性を持つかどうかを現地確認<sup>16)</sup> できていないために「再情報照会（referral back）」<sup>17)</sup> を勧告した。

しかし、世界遺産委員会はこの勧告を覆し、締約国によるこれまでの真摯な論理構築と膨大な資料提示を評価して「登録」を決定した。この逆転登録により、書類上の「形式的な規格化」は達成されたものの、実行的な管理基盤の確立が整わないまま登録後へと先送りされた。

以上の経緯（表1）から、本資産の登録プロセスは、地域の多様な歴史的要素をそのまま登録する過程ではなく、世界遺産制度の要請に適合するよう価値をOUVとして収斂し、国際比較が可能で具体的な遺構によって説明可能な形へと規格化していく過程であった。ただし、管理実効性が検証されていないまま登録に至った点は「未成熟な規格化」と言え、これが登録後における管理上の困難を読み解く際の前提となる。

表1 コースとセヴェンヌにおける登録プロセスと「規格化」の推移

区分	2006年(第一次推薦)	2009年(第二次推薦)	2011年(第三次推薦)
推薦 コンセプト	様々な歴史的要素が併存する 文化的景観	農牧業景観への焦点化と資産範囲の再設定 (戦略的転換)	地中海型農牧業の先事例として、 管理可能な有形遺構への収斂
主な構成要素	農牧業、宗教史、栗・クワ栽培、 自然美(峡谷・植生等)	農牧業に関係する石積み建造物、地形的特 徴	農牧業に関連する機能的遺構のみ (羊小屋、水場、牧畜道等)
提案された登 録基準	(v)ヨーロッパで稀有となってきた 農牧業、栗と桑による景観 (vi)改革派宗教(プロテスタント) と結びついた風景	(iii)地中海型農牧業という伝統的な文明の稀 有な証拠 (v)中高度山地の景観が三千年以上にわたり 持続してきた地中海式農牧業の実践のユニ ークな事例 (iv)プロテスタントの普及に関連する闘争の 記憶	(iii) 歴史的な農学的手法の習得を反映 した景観構造。特定の宗教・学術・ 大衆文化の継承を示す証拠 (v) 社会変動に適応し、現代の変化に 対する例外的な対応を示す動的な 農牧システム。持続可能な開発の優 れた事例
各基準案への ICOMOS からの 勧告	(v)は正当化されない。農牧業は 他地域との差別化不足。テラス 農法(栗やクワの栽培)は同列 には扱えない。 (vi)は正当化されない。プロテス タント迫害は国内的な意義を 超えるものとは見なすのが難 しい。	(iii)が正当化されるのは、その構成要素が明 確に定義されている場合に限られる。社会 経済システムが景観に及ぼす影響も詳細に 定義する必要がある。 (v)は境界を正当化するための詳細な目録が 必要。 (vi)は新たな論拠もなく、正当化されない。	(iii)、(v)は共に正当化されている。
ICOMOS によ る否定的評価 と課題	・異なる要素の併置による「統一 性の欠如」。	・2005年資料への追加的修正による一貫性 構成の欠如。 ・価値を支える遺構の目録が不十分で、資産 範囲を正当化できない。	・境界変更後の現地検証の欠如。 ・管理計画の実効性が未確認。
ICOMOS 勧告	登録延期 (Deferral)	登録延期 (Deferral)	再情報照会 (Referral back)
委員会決定	情報照会 (Referral)	情報照会 (Referral)	登録 (Inscription)
規格化の推移	地域の固有価値を包括的カタ ログ化、国際的観点の不足。	諮問機関の要請に応じ、価値を明確化して、 制度に合うように価値説明を収斂。	形式上規格化されたものの、保全課 題を先送りして登録。

## VI. 2011年登録決定において固定された遺産価値

2011年の世界遺産委員会による登録決定文書 (Decision 35 COM 8B.39) に基づき、公式に定義・固定化されたSOUVを読み解く<sup>18)</sup>。2011年の推薦書、ICOMOS評価書、決定文書の記述の対応関係を踏まえつつ、登録時点で価値がどのように定義されたのか、また、どの記述が管理課題上の前提として残されたのかを検討する。

### VI.1 顕著な普遍的価値 (OUV)

本資産の中核的価値は、制約の大きい自然環境下で形成されてきた「地中海型農牧業の長期的実践を示す文化的景観」であると位置付けられた。さらに、本資産が、地中海周辺に見られるほぼ全ての牧畜組織形態（農牧業、林牧業、移牧、定牧）を実証していると記された。農牧業は単なる経済活動ではなく、景観形成、資源管理、建築技術、そして移牧に伴う社会的慣行が密接に結びついた「機能的・文化的システム」として捉えられている。

決定文書は、OUVを支える要素として、農牧業

の文化的伝統が反映された景観構造（農場・集落・耕地、水管理、牧畜道、共同放牧地）に加え、主要建造物として建物やテラス、壁などの農牧業関連遺構が挙げられた。これらは現代的な農牧業の「再興 (revival)」によって、伝統的な牧畜を反映する有形・無形の諸要素が維持されていくと説明されている。突き詰めれば、その再興がなければ価値の保持ができないとする前提がOUVの言明に組み込まれていることとなる。

### VI.2 登録基準にみる不安定性

採択された登録基準は (iii) および (v) である。基準 (iii) は、当該資産が地中海型農牧業の顕著な例を示すもので、その文化的伝統が現在も存続し、近年「再活性化 (revitalised)」されている点を評価している。この記述は、純粋な歴史的価値と管理状況の評価の境界を曖昧にし、実践の停滞がOUVの毀損へと直結しうる不安定な構造を生み出している。

基準 (v) は、当該資産が地中海型農牧業の典型 (exemplar) として南西ヨーロッパに共通する対応を代表し、景観がその発展過程に対する卓越した対応 (exceptional responses) を明示しているとする。

しかし、この「典型」「対応」という記述は、地中海型農牧業の比較枠組みを前提としており、カテゴリーの体系化が十分に成熟しない段階で基準の言語化が先行した側面を持つ。

### VI.3 完全性および真実性の言明に示される懸念

本資産の言明において特異なのは、ICOMOSによる批判的な現状認識が、価値言明の内部に取り込まれている点である。2011年の推薦書では、完全性と真実性が区分されず一括して記述され、ICOMOS評価書は両概念の整理不足を指摘するとともに、参照審査 (referred nomination) であったため、現地検証が第一次推薦以降実施できなかったことを評価上の制約として明示した。

決定文書に示された完全性の言明では、「多くの場所で景観はほぼ遺構 (relict) と化しており、特にセヴェンヌ地方のテラスはその一部しか実際に管理されていない」こと、また「牧畜道沿いの移牧システムは辛うじて存続している状態で、毎年わずかな群れしか長距離移動を行わず、多くの牧畜道が低木に覆われ始めている」ことなど、ICOMOSが懸念として挙げたネガティブな現状報告が、そのまま価値の説明文として転用された。その結果、完全性の確保を目標として掲げつつ、景観が失われつつある現状のみが記述されることとなった。

真実性についても同様に、ICOMOSの懸念を踏襲している。言明では、石積み構造物などが高い真実性を保持しているとしつつも、推薦範囲内に含まれる構造物が減少していることや、農牧業の担い手が極めて少数 (100人以下) で脆弱であることが明示されている。

本来、真実性の記述において、「世界遺産条約履行のための作業指針 (Operational Guidelines)」(第82条)は、OUVを真実かつ信頼できる形で示す「属性 (attributes)」を特定し、それらがどの程度保持されているかを評価することを求めている。しかし、本資産では、その点への言及がほぼなく、担い手の減少という危うい実態を「再興 (renaissance)」という期待で補う記述になっており、真実性の言明が曖昧なままとなっている。

### VI.4 広大な資産範囲

2005年時推薦より縮小されたものの広大であり、資産範囲 (Property) は302,319 ha、緩衝地域 (Buffer

zone) は312,425 haである。この範囲はグラン・コース地域自然公園およびセヴェンヌ国立公園の範囲とは一致しておらず、世界遺産として独自の設定となっている。

### VI.5 保護・管理要件における課題の持ち越し

登録決定文書は、保護・管理要件として、管理計画および制度的枠組みの存在を前提条件として示す一方、管理の実施状況そのものを登録時に実証したわけではない。さらに委員会は締約国 (フランス) に対し、a) 管理計画の確実な実施、b) 助言ミッションの招請、c) 国際レベルでの「農牧業の文化的景観」の調査・記録化の継続、を勧告している。これらはいずれも、通常であれば登録前に一定の整理・検証が求められる論点である。それらが登録決定と同時に勧告されたことは、当該資産が登録時点で抱えていた課題を登録後のプロセスに持ち越したことの証である。

## VII. 登録後のマネジメントと顕在化した課題

2011年の登録以降、UNESCOおよび諮問機関による公式モニタリングにおいて、どのような課題が認識されてきたか、周期報告 (第2・3サイクル)、決定文書の勧告に基づき実施されたICOMOS助言ミッション報告書 (2013年)、登録後に実装された管理計画 (2015-2021) を用いて分析する。現状の保全体制については2025年に「コースとセヴェンヌ地域間連携組織」(以下、EICC<sup>19)</sup>) が刊行した資料 (EICC, 2025) を使用する。これらの公式資料に基づき、登録後のマネジメントの実態と、制度上の管理計画との乖離を検討する。

### VII.1 保全管理体制

本資産の管理意思決定の中核を担うのは、登録翌年2012年1月に設置された地域圏会議 (La Conférence Territoriale<sup>20)</sup>) であり、広範な管理指針を定め、遺産の適切な保全を確保するための目標を承認する。政府サービス専門センター (Pôle d'expertise des services de l'État<sup>21)</sup>) は、登録に関連する4部門の地域・県及び公共機関からなり、当該地域の管理に関する現状課題について概ね年1回議論している。運営委員会 (steering committee) は、推薦書を作成したAVECCがその役割を担い、地域の社会経済主

体を代表する立場から、管理計画への提言や助言を行う諮問機関として位置づけられている。このように、国家・地方・専門家（および地域主体）が連携するガバナンス体制が、2011年の世界遺産登録を契機として制度的に整えられた。

実務および調整の主体は、2012年4月に関係4県によって設立されたEICCである。EICCは国から委託管理者の指定を受け、フロラック（Florac）に事務局を設置して管理計画の実施を主導している。この組織化により、多様な主体による活動をEICCが集約・調整する統合的な管理体制が確立された。

2014年には、登録時の勧告に応える形で「管理計画 2015-2021」が施行され、農牧業を通じた景観維持の方針が示された。しかし、本来開始されているはずの次期管理計画（2022-2030）は、省庁間の調整難航により現時点（2026年1月）でも当該計画は正式には施行されておらず、制度上不可欠な更新が停滞している。

## Ⅶ.2 ICOMOS助言ミッション（2013年）が可視化した構造的課題

### （1）完全性の不均衡と「遺構化」の進行

ICOMOS助言ミッションの報告書（ICOMOS, 2013）は、当該資産の完全性について、管理が比較的機能している区域と、耕作放棄に伴う森林化・低木化の進行によって景観変容が進む区域との不均衡を指摘した。特にセヴェンヌのテラスにおいて顕著な「遺構（relict）化」は、登録時の言明において示唆されていた懸念に対し、有効な抑止手段を欠いたまま保全対象となっていることを示している。

### （2）構成要素の特定と具体的保護指針の未確立

OUVを支える「構成要素」の把握、目録化、地図化が依然として進行中であり、管理上の判断ツールとして十分には機能していないことが指摘された。この指摘は、単にリストが網羅的かどうかではなく、どれを優先的に保存すべきか、その優先順位を誰がどの根拠で決定するのか、という管理運用上の具体的な保護指針が未確立であることを示している。

## Ⅶ.3 周期報告に見る課題の継続と常態化

### （1）担い手の脆弱性と「再活性化」の空文化

第2回（2014年）および第3回（2021年）周期報告からは、資産景観が「生き続ける景観」である一

方、段々畑や旧来の作業跡が残る区画の多くが、現役の農牧業実践によって十分に管理されているとは言い難く、限定的な管理のもとで「遺構」となりつつあると報告されている。構成要素の維持管理という日常実践の衰退が継続的な課題として位置付けられている。登録決定時には「再活性化」や「再興」が価値の前提とされたが、現場では、移牧もかろうじて存続している程度であり、脆弱な維持が常態化しており、SOUVと実態との乖離が読み取れる。

### （2）構成要素に関する管理指針の不透明性

第2回周期報告では「構成要素の目録化」と「評価指標の作成」が優先事項とされ、第3回周期報告では、「価値の理解」と「構成要素に関する知識」に関する向上が課題であること、保護目的が既存の管理ツールに統合されていないことが課題とされた。これは、価値の言明が「地中海型農牧業」として規格化される一方で、現場で「何を守るべきか」を判断する具体的管理指針が特定共有されず、結果として保全の優先順位が定まらないまま管理運営が行われている実態を示唆している。

### （3）多層的な管理体制と調整課題

第3回報告では、資産区域内において規制・契約等の性質の異なる管理ツールが重層的に用いられており、その運用には関係する主体間の対話と協議が不可欠であることが示されている。例えば、オオカミによる食害（predation）が生業を直接的に脅かしている「圧力」として位置付けられる一方で、自然保護政策（野生動物の保護）と世界遺産管理（生業の維持）の間に調整を要する。ここでの課題は、関係主体が多いこと自体ではなく、OUVを基に保護目標を明確に共有し、各種の管理ツールを統合して主体間の調整を改善する必要があることが指摘されている。

## Ⅷ. 登録後に残された課題に対する管理実践

公式モニタリング文書に示された管理課題に対して、現場がいかに解決に向けて取り組んでいるか、資産の管理運営の中核を担うEICCへの聞き取り調査<sup>22)</sup>に基づき、その実践を検証する。

### Ⅷ.1 世界遺産枠組みによる主体間の連携

世界遺産の資産範囲のほぼ中央に位置するフロラックに拠点<sup>23)</sup>を置く管理事務局であるEICCは、文化省と環境移行省の共同管轄下で運営されている。地方

自治体に関しては、登録に関与する4県が日常的な管理を担当している。EICCは、わずか5名のスタッフで広大な地域を管理する唯一の技術組織である。現場の行為に対して独自の法的執行権限は持たないものの、EICCは、牧畜道の整備をめぐる農家と行政の仲介など対話を通じた合意形成を推進している。世界遺産という枠組みができたことで異なる主体間がOUVを共有して連携が図られる体制がつけられた。

## Ⅷ.2 構成要素目録の補完

管理事務所は登録時に残された課題を引き継ぎ、構成要素の目録作成を継続している。この目録には、遺構、景観、地質学、ハイキングパスなどの説明が含まれ、無形の要素も対象としている。限られた人員で広大な土地に点在する遺構を網羅するために、目録補完作業の情報収集は地域住民や外部団体と協力して進められている。この目録補完作業は単なるデータの拡充にとどまらず、「地中海型農牧業」として規格化された価値を地域と共有しながら実証的な裏付けを進めるプロセスとなっている。

## Ⅷ.3 物質的要素の保全の困難

地域に残る石積み構造物や家畜用溜水池は、国内制度上の文化財保護の対象外であり、遺構の維持修復は土地所有者である農家の自発的な努力と自己負担に委ねられているのが実状である。例えば石塀を伝統的技法によって修復するには高額な費用（1メートルあたり約100ユーロ）を要するが、世界遺産に登録されたからといって、公的な直接補助は存在しない。また、石積みの休憩小屋など所有者が判然とせず管理が放棄されているものも少なくない。経済的合理性を欠く伝統的修復は農家の自己負担に委ねられており、耕作放置地となったテラスの保全など、ICOMOSが当初から懸念していた「保護メカニズムの不足」は容易には解決できない課題として残っている。

## Ⅷ.4 管理計画の停滞

次期管理計画（2022-2030年）の事務局案自体は作成されており、地域のパートナーや県知事との間ですでに現場レベルでの合意が取られている。しかし、その公開・施行が停滞している主要因は、景観保全のあり方を巡る文化省と環境移行省との見解の

対立である。具体的な例として、営農型太陽光発電や巨大なソーラーファーム計画をめぐる問題があり、再生可能エネルギーの導入を推進する環境移行省から正式な合意が得られていない。登録当時には検討課題ではなかった「エネルギー転換」という新たな国策の出現により、現場レベルでは保全方針が定められない状況が起きている。

## Ⅸ. 有形遺産保全の具体的な取組み例

構成要素に対する具体的な保全実践例として、フランスにおける乾式石積み職人を代表する「乾式石積み職人協会（ABPS：Artisans Bâtisseurs en Pierres Sèches）」<sup>24)</sup>に着目する。聞き取り調査および公開情報に基づき、伝統的 stone masonry 技術継承に向けたABPSの取組みについて報告する。

### Ⅸ.1 プロフェッショナル化による技術の規格化

ABPSは、2002年に設立され、80名の専門的資格を持つ会員が所属している。ABPSの活動は技術的・生態学的・環境的・経済的側面を包含するもので、補完的に「1) 研修プログラムを通じた乾式石積み技術の継承」、「2) 乾式石積み市場の発展に伴う科学研究、建築規制、専用保険、原材料調達、専用工具の開発などによる業界の発展」を行なっている。

ABPSの特徴は、乾式石積みを単に「伝統的技法」として保存するのではなく、現代の建築基準（Eurocode等）に適合する「高水準土木技術」へと規格化した点にある。かつての経験則に基づく技術は、現在、「乾式石積み壁の施工技術：専門的ガイドライン」<sup>25)</sup>と題する規範的基準と、職業資格証明（CQP）<sup>26)</sup>という公的なライセンス制度によって品質が担保されている。この資格証明を得て、ABPSはプロフェッショナルの技術者集団という立場を確立している。ABPSは、伝統的技能を専門的な職能へと昇華させることで、公共事業として乾式石積み工事の受注を可能にし、職人の経済的自立を実現させた。専門職人への需要は高く、仕事は2年待ちという状況さえ生じている。この点は、伝統的技術継承の成功モデルであり、景観の有形要素（石積み構造物）を維持する制度的基盤を強化したと言える。

ABPSが運営する、ヨーロッパ唯一の移動式専門研修センター「乾式石積み職業訓練学校」は、セヴェンヌ国立公園が消滅の危機にあった乾式石積み

技術を保存するために職人を集めたことを機に発足した。現在では50名の現役職人講師を要し、約300名の石積み職人を認定する組織へと発展した。職業学校の拠点があるエスピナス（Espinas）はロゼール県に位置し、石灰岩、片岩、花崗岩という地域内の主要な三種類の石材をすべて扱えるため、幅広い技術の習得が可能である（図7）。

## IX.2 伝統的技術としての地域への再還元

景観の主要要素である石積み構造物（羊小屋や石塀等）の多くは私有地にあり、従来の維持修復は、農牧の営みと連続した日常的作業として実践されてきた。しかし現代の社会経済的な構造変化に伴い、農家側に修復を自力で継続する時間的・経済的余力が乏しく、また修復を自ら継続する動機や条件が弱まっている。さらに、保全の主体が外部の専門職人へ移行している一方で、私有地における修復費用への継続的な公的助成が十分ではないため、実際の保全は、所有者の高い意欲や断続的な公的プロジェクトに支えられているのが実状である。

世界遺産登録時に「地中海型農牧業が生き続ける文化的景観」として規格化された価値は、本来、生業（農牧）の実践と、石積み構造物の維持が相互に支え合う自律的な関係を前提としていた。しかし、石積み保全の担い手が農家から専門職へと移行しているという事実は、生業と技術との結びつきが弱まり、景観維持が「外部化」しつつある状況を示している。この状況に対して、職業訓練学校は、農家向けの公的補助付き講習を提供するなど、専門技術を再び「地域の一般技術」として人々の慣習に還元しようと試みている。現時点では農家からの参加者は



図7 学校敷地内で講習生が習作した乾式石積み壁

わずかであるものの、技術を正しく継承し習得できる公的な仕組みが整えられた意義は極めて大きい。ABPSによるこうした枠組みを、いかに地域コミュニティによる日常的な関わりと再度結びつけていくかが、今後の文化的景観の真実性を継承していくための重要な鍵となると考えられる。

## X. 総括：世界遺産登録プロセスがもたらす価値の規格化と限界

「コースとセヴェンヌ」の登録プロセスおよび登録後の管理実態の検証を通じて、世界遺産制度が文化的景観を「登録可能な形式」へと規格化する一方で、未成熟な規格化は現場管理に大きな挑戦を課すことにもなることが明らかになった。以下、研究の目的に即して結論を二点に集約する。

### X.1 登録プロセスを通じた規格化

本事例において、三度にわたる推薦は、地域の重層的で曖昧な価値を、世界遺産制度が要求するOUVの論理へ適合するよう規格化する過程であった。当初提示された宗教史や自然美を含む包括的な景観価値は、国際的な学術的検討を通して明確化され「地中海型農牧業」という特定の機能的枠組みへと焦点化された。この規格化により、価値の対外的な説明力を高め、制度における保護対象（構成要素）を明確化することが可能となった。

### X.2 現場に課された先送り課題と挑戦

2011年の世界遺産登録は、構成要素の特定や管理の実効性等、ICOMOSが示した懸念を解消しないまま、登録後の管理プロセスへと委ねる「先送り」を伴う逆転登録であった。この決定は、「OUV—保護対象—管理措置—実施責任」を接続する実務的基盤を欠いたままSOUVが先行し、登録後に多大な事後補完作業が課されることとなった。これは同時に、SOUVを共有しながら、地域が連携しつつ遺産価値を実証的に保全していくプロセスを生み出す出発点ともなった。登録達成によって関心が離れる一方で、登録が契機となり体制化も進み、またEICCを中心に継続した調整ができることになったことは大きな成果である。

文化的景観は動的なものであり、その価値を共有しながら固定せず持続的に発展していく性質を

持つ。しかし、SOUVに生業の「再活性化」を前提条件として含み込んだことで、生業の変容がOUVの毀損へと直結しかねない制度上不安定な構造が形成されている。伝統的な生業が不可避的に衰退している中で、それと一体になっている文化的景観を固定的に保護することは困難である。それに対し、ABPSは景観上重要な石積み技術を現代の建築基準に適合する「高度な専門職能」に規格化し、制度的な技術継承基盤を構築した。これは、生業が変容する中で、遺産価値をいかに時代に即した形で維持していくかという新たな継承の形である。

現在、オオカミによる食害やエネルギー政策との整合性といった、登録時には想定されていなかった新たな国策や環境変化への対応を余儀なくされている。こうした状況下で、管理事務所が粘り強い調整を続けていることは、未成熟なまま果たされた登録を現場の真摯な実践によって補完し、実効性を伴う管理へと高めていこうとする挑戦そのものである。

## 終わりに

本事例が示したのは、登録プロセスが遺産価値を国際的に明確化する一方で、「規格化」によって固定化されたSOUVと、動的に変化し続ける「地域の生業」との間に構造的な乖離が生じうるという点である。もっとも、この乖離は制度運用上の問題として捉えるべきものであり、世界遺産登録が本資産の保全に対して貢献してきたことに疑いはない。

ただし、本資産が今後も「生き続ける文化的景観」としての真実性を維持するためには、固定化されたSOUVに現場を適応させるのではなく、担い手や社会経済的条件の変化を踏まえつつ、遺産価値の保護を目的として資産の管理枠組みを継続的に更新する制度運用が不可欠であろう。

謝辞：本研究は、JSPS科研費25K03373「地域の自給的生業の文化遺産化による持続可能な観光：フランス世界遺産を例に」（研究代表：森崎美穂子）の助成を受けたものである。

\*写真は全て筆者撮影。

## 註

- 1) International Council on Monuments and Sites
- 2) ICOMOSと締約国との公式な対話の手続き（アップストリーム・プロセス等）が制度化される39回世界遺産委員会（2015年）以前は、その傾向が強く現れていた（文化庁、2024）。たとえば、2011年においては文化遺産の新規登録が合計24件審議されたが、イコモスの評価を上回る評価を得たのは14件あり、そのうち12件が逆転登録であった。
- 3) 例えば「ワルシャワ歴史地区（ポーランド）」（1978年延期、1980年登録）では、再建された市街地の真実性（Authenticity）に対する疑義が提示されたことを契機として、戦後復興による復元が有する象徴的価値を「顕著な普遍的価値（OUV）」へと昇華させた（ICOMOS、1980）。「歴史的城塞都市カルカソンヌ（フランス）」（1985年延期、1997年登録）では、議論の過程で、それまで否定的評価を受けていたヴィオレ・ル・デュクによる修復を、近代修復理論の発展と伝播を象徴する事例として捉え直すことで、価値の置き所を転換させた（ICOMOS、1997）。
- 4) Statement of Outstanding Universal Value
- 5) 本資産のフランス語正式名称は「Les Causses et les Cévennes, paysage culturel de l'agro-pastoralisme méditerranéen」であり、UNESCO公式日本語仮訳では「コースとセヴェンヌの地中海性農牧地の文化的景観」（UNESCO, n.d.）とされている。本報告において、あえて「コースとセヴェンヌ：地中海型農牧業の文化的景観」という訳語を採用したのは、以下の学術的意図に基づく。第一に、「地中海型」としたのは、本資産が地中海の自然環境に対する能動的な適応の結果として成立した「一つの完成された類型（モデル）」であることを明示するためである。これは、地域の多様な実態が世界遺産制度の論理において「規格化」されていった本論の分析視角と合致する。第二に、「農牧業」としたのは、フランス語の *agro-pastoralisme* は、単なる物理的な場所（農牧地）ではなく、移牧を含む「農牧業の実践・体系」そのものを指す概念であるためである。
- 6) 通常、世界遺産委員会で登録勧告を受けた推薦書のみしか公開されていないが、非公開である第一次推薦書、第二次推薦書についてはEICCより提供を受けた。
- 7) Authenticityは、「真正性」とも訳されるが、世界遺産制度におけるauthenticityに対する訳語として、文化庁は「真実性」を用いている（ユネスコ世界遺産センター、2023）。本論では、世界遺産制度に限定して使用するため「真実性」の訳語を用いた。
- 8) 地中海地域の農牧文化景観に関する専門家会議（2007年9月にフランスで、2009年にアルバニアで開催）では、「地中海型農牧業」を以下の特徴を持つ独立した土地管理システムと定義した。
  - ・地中海性気候（乾燥した夏と非常に乾燥した穏やかな冬

の寒さ)

- ・生産性が比較的低い土壌、移牧を可能とする標高差
  - ・海への近接性
  - ・主に羊を基盤としつつ牛や地域によってはラクダその他の動物も関与するシステムであり、一神教的宗教観と資源の共有利用によって形成されていること。
- そして、このシステムは高い無形価値を有し、優れた環境価値を提供する。また地域ごとに著しい多様性を示すとされた。
- 9) カゼール (Cazelle) は、大概円形の小さな石造りの建造物で、羊飼いが羊の群れを管理しながら、太陽や雨風から身を守る避難所として使用されていた。必要に応じて、その場にある石材を積んで建てられた、自然発生的な建築である。
  - 10) 第2次推薦(2009年)までの資産名は「Causses and Cévennes」であり、2011年の最終の推薦時に、現在の登録名が提案された。
  - 11) Association pour la Valorisation de l'Espace des Causses et des Cévennes
  - 12) 推薦書の作成年は2004年、提出は2005年。世界遺産委員会での審査は2006年である。
  - 13) 資産が世界遺産として登録されるには、いずれかの「登録基準 (criteria)」に適合する必要がある。文化遺産の場合、6つの登録基準 (i ~ vi) のうち、少なくとも1つを満たすことでOUVを有するものと見なされる。
    - (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
    - (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
    - (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明 (の存在) を伝承する物証として無二の存在 (少なくとも希有な存在) である。
    - (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観 (の類型・典型) を代表する顕著な見本である。
    - (v) あるひとつの文化 (または複数の文化) を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)
    - (vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事 (行事)、生き続ける伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある (この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。(2024年版『作業指針』第77条)
  - 14) 1702年から1705年にフランス王国で起こったプロテスタント (ユグノー) の反乱。セヴェンヌ戦争、カミザールの乱とも呼ばれる。
  - 15) 本稿では、Operational Guidelines における “attributes” を、

Authenticityの文脈に限定して「属性」と訳す。一方、ICOMOS の評価書 (2006年・2009年) において用いられている attributes は、羊小屋、石積み構造物、牧畜道、水利施設等の具体的な物的構造物を指しており、本稿ではこれを「構成要素」と訳す。つまり、管理・保全の実務文脈においては、attributesの訳を本稿では「構成要素」に統一する。

- 16) 締約国 (フランス) も第三次推薦書の時点で現行の法的保護が文化的属性を保護する点において一部で不十分であると判断しており、登録後の補完的保護措置を進めることを約束している。
- 17) ICOMOSの現地確認ミッションが実施されなかったのは、第一次、第二次の世界遺産委員会の決定が「登録延期」ではなく「情報照会」とされたことより、制度上、必須とされなかったからである。
- 18) 実際には、言明の修正は可能であるが、UNESCOの世界遺産上に示されているように、現在 (2026年1月20日) の段階でも更新されていない。
- 19) Entente Interdépartementale des Causses et des Cévennes
- 20) 地域圏会議は、首相令により任命された特命調整担当県知事 (ロゼール県) が議長を務める最高意思決定機関であり、以下の組織で構成される。オクシタニー地域圏、アヴェロン県、ガール県、エロー県、ロゼール県の県議会、地域省庁 (農業省、環境移行省、文化省) の代表者、共同管理者、商工会議所 (農業、商業、工芸)、建築・都市計画・環境評議会、ゲートウェイ都市 (アレス、ガンジュ、ロデーヴ、メンデ、ミヨー)、県委員会および県観光局
- 21) 関連機関は以下の通り。文化庁地域局 (DRAC)、環境・計画・住宅庁地域局 (DREAL)、食糧・農業・林業庁地域局 (DRAAF)、地域・海洋庁県局 (DDT-M)、建築・遺産県局 (UDAP)、セヴェンヌ国立公園 (PNC)。
- 22) 聞き取り調査の概要は以下の通り。実施日: 2025年8月5日、場所: EICC事務所 (フロラック)、対応者: ディレクターのセゴレーヌ・デュボワ (Ségolène Dubois) 氏
- 23) Ministère de la Transition écologique
- 24) 聞き取り調査の概要は以下の通り。実施日: 2025年8月7日、場所: ABPS事務所 (エスピナス)、対応者: ディレクターのベンジャミン・デスニク (Benjamin Deceuninck) 氏、およびシリア・プサン (Tsilia Poussin) 氏
- 25) "The construction technique for drystone walls : Professional guidelines"
- 26) 職業資格証明 (CQP : Certificat de Qualification Professionnelle) とは、フランスの職業教育制度において、特定の業界団体 (職能団体) が発行する「実務能力を公的に証明するライセンス」である。ABPSは、この「乾式石積み職人 (Ouvrier professionnel en pierre sèche)」という職種のCQPを確立した。

参考文献

- Artisans Bâisseurs en Pierres Sèches. (n.d.). *Artisans Bâisseurs en Pierres Sèches*. Retrieved January 8, 2025, from <https://www.pierreseche.fr/>
- Bertacchini, E., Liuzza, C., Meskell, L., & Saccone, D. (2016). The politicization of UNESCO World Heritage decision making. *Public Choice*, 167(1–2), 95–129. <https://www.jstor.org/stable/48719670>
- Entente Interdépartementale des Causses & des Cévennes (EICC). (2025). *Portrait of A Unesco World Heritage Site CAUSSES & CÉVENNES*.
- Fowler, P. J. (2003). *World Heritage cultural landscapes 1992–2002* (World Heritage Papers 6). UNESCO World Heritage Centre. <https://whc.unesco.org/document/3192>
- ICOMOS. (1980). *Advisory body evaluation: Historic Centre of Warsaw*. <https://whc.unesco.org/document/153136>
- ICOMOS. (1997). *Advisory body evaluation: Historic Fortified City of Carcassonne*. <https://whc.unesco.org/document/153232>
- ICOMOS. (2006). Evaluations of cultural properties (WHC-06/30.COM/INF.8B.1). UNESCO World Heritage Centre. <https://whc.unesco.org/archive/2006/whc06-30com-inf8b1e.pdf>
- ICOMOS. (2009). Evaluations of cultural properties (WHC-06/33.COM/INF.8B1.Add). UNESCO World Heritage Centre. <https://whc.unesco.org/archive/2009/whc09-33com-inf8B1ADDe.pdf>
- ICOMOS. (2011). *Advisory body evaluation: The Causses and the Cévennes, Mediterranean agro-pastoral cultural landscape*. <https://whc.unesco.org/document/151898>
- ICOMOS. (2013). *Report of the ICOMOS advisory mission to the Causses and the Cévennes, Mediterranean agro-pastoral cultural landscape*. <https://whc.unesco.org/document/151898>
- Meskell, L. (2013). UNESCO's World Heritage Convention at 40: Challenging the economic and political order of international heritage conservation. *Current Anthropology*, 54(4), 483–494. <https://doi.org/10.1086/671136>
- Ministère de la Culture. (2004). *Nomination dossier for the World Heritage List: The Causses and the Cévennes*.(unpublished)
- Ministère de la Culture. (2009). *Supplementary nomination dossier for the World Heritage List: The Causses and the Cévennes*.
- Ministère de la Culture. (2011). *Nomination dossier for the World Heritage List: The Causses and the Cévennes, Mediterranean agro-pastoral cultural landscape*. <https://whc.unesco.org/uploads/nominations/1153rev.pdf>
- Entente Interdépartementale des Causses et des Cévennes. (2014). *Plan de gestion Causses & Cévennes 2015/2021*. <https://whc.unesco.org/document/138496>
- UNESCO World Heritage Centre. (n.d.). コースとセヴェンヌの地中海性農牧地の文化的景観. Retrieved January 8, 2025, from <https://whc.unesco.org/ja/list/1153>
- State Party of France. (2011). *Carte du bien inscrit - Les Causses et les Cévennes*. World Heritage Centre. <https://whc.unesco.org/document/115495>
- State Party of France. (2015). *Periodic reporting cycle 2, section II: The Causses and the Cévennes*. World Heritage Centre. <https://whc.unesco.org/document/164152>
- State Party of France. (2022). *Periodic reporting cycle 3, section II: The Causses and the Cévennes*. World Heritage Centre. <https://whc.unesco.org/document/217854>
- World Heritage Committee. (2006). *Decision 30 COM 8B.44*. <https://whc.unesco.org/en/decisions/1027/>
- World Heritage Committee. (2009). *Decision 33 COM 8B.32*. <https://whc.unesco.org/en/decisions/1976/>
- World Heritage Committee. (2011). *Decision 35 COM 8B.39*. <https://whc.unesco.org/en/decisions/4310>
- 文化庁. (2013). 『世界遺産委員会審議調査研究事業報告書』 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai\\_isan/pdf/37\\_sekaiisan\\_shingi.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/37_sekaiisan_shingi.pdf)
- 文化庁. (2024). 『世界遺産委員会審議調査研究事業報告書』 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai\\_isan/pdf/94180801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/94180801_01.pdf)
- ユネスコ世界遺産センター. (2023). 『世界遺産条約履行のための作業指針』文化庁(仮訳). [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai\\_isan/pdf/93866301\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/93866301_02.pdf)

# Standardization of Heritage Values and Conservation in Practice under the World Heritage System: A Case Study of “The Causses and the Cévennes, Mediterranean agro-pastoral Cultural Landscape”

Hiroki Yamada<sup>\*1</sup>, Mihoko Morisaki<sup>\*2</sup>, Mizuki Watanabe<sup>\*3</sup>, Fumiaki Suda<sup>\*4</sup>

<sup>\*1</sup> Research Institute of Cultural Properties, Teikyo University, <sup>\*2</sup> Faculty of Languages and Cultures, Teikyo University,

<sup>\*3</sup> Faculty of Regional Policy, Takasaki City University of Economics, <sup>\*4</sup> Hosei University, The Research Institute for Innovation Management

## Abstract

This paper examines the impact of the World Heritage inscription process on the standardization of heritage values, focusing on the French World Heritage property “*The Causses and the Cévennes, Mediterranean agro-pastoral Cultural Landscape*”, which was inscribed in 2011 despite three consecutive negative recommendations by ICOMOS. Through an analysis of nomination dossiers and related evaluation documents, the study analyzes how the repeated nomination process transformed originally ambiguous and diverse heritage values into a standardized framework centered on “Mediterranean agro-pastoralism” from an international perspective. While this process clarified the Outstanding Universal Value, the property was inscribed through a reversal of ICOMOS recommendations without resolving concerns regarding management effectiveness, thereby transferring unresolved issues to the post-inscription management stage. Based on field investigations, including interviews with key stakeholders, this paper examines how local management practices have addressed the issues left unresolved at the time of inscription.

**Keywords** : World Heritage system; Cultural landscape; Nomination process; Standardization of values; The Causses and the Cévennes